

独立行政法人労働者健康安全機構 令和5年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定により、令和5年3月30日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康安全機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、令和5年度の業務運営に関する計画を定める。

令和5年3月30日

独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 有賀 徹

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項

1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。

なお、以下の研究では、他の機関等との共同研究のために必要な場合には、当該機関等に保有個人情報を提供することを予定している。

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

ア プロジェクト研究

令和5年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和5年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施する。

プロジェクト研究の実施に当たっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。

令和6年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロー

ドマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討する。

検討に当たり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。

また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。

なお、年度途中で社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施する。

イ 協働研究

機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、更なる統合効果を発揮するため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和5年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施する。

また、協働研究「行動災害研究」を開始し、サブテーマとして労災病院の外傷系臨床医（脳外科、救急等）と工学系研究者との連携による、労働者の頭部外傷や脳損傷等の軽減に係る医工連携研究を実施する。

なお、年間1回程度、協働研究協議会、調査研究発表会等を開催し、協働研究等に関係する施設等の基礎研究者と臨床研究者間との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図る。協働研究協議会等の開催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。

ウ 基盤的研究

労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙1「令和5年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施する。

エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。

研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。

オ 過労死等に関する調査研究等

過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）の第3の2に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。

本調査研究に当たっては、個人情報等の保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。

また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について、引き続き具体的な検討を進める。

上記ア～オの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。

なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。

(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

ア 労災疾病等に係る研究開発の推進

中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。

労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。

また、新たな研究テーマについて検討を進めるとともに、研究計画書を作成したテーマについては、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員会において倫理審査を受け、研究・開発に取り組む。

イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進

前中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。

また、引き続き生活習慣病対策等の指導を実践することにより、集積した事例を活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保

健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。

(3) 研究の実施体制等の強化

- ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。
- イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとおり取り組む。
- ① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。
 - ② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。
 - ③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。
 - ④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。
- ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、下記のとおり、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。
- ① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。
 - ② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、可能であれば研究員を派遣する。
 - ③ 令和3年度から安衛研に新たに設置した「新技術安全研究グループ」において、ロボット、AI（人工知能）、IoT等の新技術に関する労働災害防止対策（新技術の導入によって生じ得るリスクに対する対策と、新技術を積極的に利活用することによってより安全な職場環境を実現するための対策の両面）の研究を推進するとともに、新技術分野に係る学識研究者や企業の技術者等で構成された協議会を設置し、官民連携した研究の推進や、国内外の最新の知見及び動向を把握する。
- エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の

強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。

また、令和3年度に新たに安衛研に設置した「社会労働衛生研究グループ」において、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行い、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連携を強化する。

オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進する。

また、改正された化学物質の自律的管理に係る法令の施行に向けて、事業者に対する情報発信、GHS 分類・モデル SDS 作成等の技術的側面からの支援を実施する。

カ 予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適正化を行う。

（４）国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとおり取り組む。

ア 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集する。また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。

イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。

ウ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。

さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。

（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関

する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。

研究成果の評価指標及び令和5年度の達成目標は、以下のとおりとする。

- ア 令和5年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る(成果ごとに、5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね妥当である)、2点(やや劣っている)、1点(劣っている))。
- イ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和5年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。

(6) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。

ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。

令和5年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上とする。

イ 学会発表等の促進

- ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。
- ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告(SRR)等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。

ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

- ① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。

なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ

及び J-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。

令和5年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。

さらに、安全衛生に係る各種情報を掲載するサイトを運営し、情報発信体制を強化する。

- ② 令和4年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月1回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。
- ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

エ 講演会等の開催

- ① 安全衛生技術講演会は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子(WEB)会議システム等も活用し開催する。さらに、労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。
- ② 安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、実施を検討し、調査及び研究成果の紹介については、安衛研ホームページも活用し行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。

オ 知的財産の活用促進

研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。

2 労働災害の原因調査の実施

- (1) 厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。
- (2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。
- (3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究へ

の活用及び反映を行う。

また、災害原因等の要因解析をより深化させるための方策を検討する。

(4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら安衛研のホームページ等で公表等を行う。

また、令和5年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得る（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

3 化学物質等の有害性調査の実施

日本バイオアッセイ研究センターにおいては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意し、厚生労働省と協議しつつ計画的に実施する。

なお、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月厚生労働省）のとおり、日本バイオアッセイ研究センターの有害性調査試験方法も見直しを行うこととなった。しかしながら、施設の老朽化も著しく、今後の新たな試験方法に不向きであることから、現行の施設にて実施することは不適切と判断し、厚労省と協議を行い、新たな試験方法に対応し得る施設に移転することが決定している。

引き続き厚生労働省と協議を行い、新たな試験方法の細部についても検討を進める。

また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。

化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図る。

安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。

「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案に関する検討会報告書」（令和3年7月30日厚生労働省）を踏まえた以下の対応を的確に行っていく。

- ア GLPに基づき策定した標準操作手順書の計画的な点検及び見直し
- イ 研究者倫理意識の向上
- ウ 機構内外の外部組織との交流
- エ 研究不正の通報窓口の実効性確保 等

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供

勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー等が患者や家族等へ支援を行い、早期の職場復帰を図る。

ア 勤労者医療の推進

これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。

イ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。

(2) 地域医療への貢献

所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択する等、必要に応じて診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献していく。

また、各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行う。

さらに、厚生労働大臣から令和3年12月3日に地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に新潟県上越構想区域が選定され、新潟労災病院を含む8病院が医療機能再編等の対象医療機関とされていることから、国等の支援を受けつつ、関係機関等と連携を密にして検討を行っていく。

ア 地域の医療機関等との連携強化

患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。

また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、症例検討会及び講演会等を開催する。

なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等を活用しながら症例検討会及び講習会等を年間840回以上実施する。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診

療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を実施する。

なお、「with コロナ」の状況においては、患者の受療行動変化に伴う開業医等への受診控えから受託検査件数が減少傾向のもと、検査時における感染防止策の徹底に十分配慮しつつ、可能な限り検査件数確保に努めていく。

(3) 大規模労働災害等への対応

大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症については、地域における感染拡大状況等を踏まえ、必要な対応を行うとともに、国や自治体からの要請等に積極的に協力するとともに、予防接種の実施、感染管理看護師による講演等、地域医療に貢献できる取組を行う。

(4) 医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。

また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添）に基づいた運用管理を図る。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

ア 病院機能評価の受審

良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。

イ 医療の標準化と質の向上

医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。

また、医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」において策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に向けた検討を実施）に対して引き続き協力する。

ウ 患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上を得る。

エ 医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

また、医療安全の充実を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年 2 回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。特に、これまでのインシデント対策に加え、レジリエンスの発揮を通じた医療の質・安全の向上を推進できるよう、本部において各労災病院の医療安全管理者に対する講義・事例検討等を実施することにより、知識及び実践スキルの向上に努める。

なお、研修会等に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用していく。

さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。

（6）治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。

また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。

（7）産業医等の育成支援体制の充実

高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。

（8）労災病院ごとの目標管理の実施

本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

（9）行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画

労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。

ウ 医学的知見の提供

労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供する。

エ アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応する。

労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象にアスベスト関連疾患の診断技術向上等を目的として研修会を開催する。

また、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定に必要なアスベスト関連疾患の診断を確定させる。

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合

令和3年7月に岩見沢市と当機構で締結した基本合意書を踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、機構として適切な対応を行っていく。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図る。

なお、積極的に電子（WEB）会議システム等も活用し各事業に取り組む。

(1) 産業医・産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

- ① 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。

なお、オンデマンド配信を含む電子（WEB）会議システム等を活用した研修を積極的に実施する。

- ② 産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」の検討結果を研修テーマの設定等に活用する。

また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。

- ③ 地域ごとに指導レベルの斉一化が図れるよう、登録産業医の育成・能力向上のための研修、現地指導等を企画運営できる常勤医師を確保する。

イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備

- ① 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医（以下「登録産業医」という。）及び保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医を効果的に運用する。

- ② 地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。

ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

事業場における保健師の活動実態の調査・把握を目的に実施したアンケート結果を踏まえ、保健師の活動促進に向けた取組を進める。

(2) 事業場における産業保健活動の支援

ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

- ① 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。

また、労働者の健康管理やメンタルヘルス・治療と仕事の両立支援・不妊予防支援・化学物質による健康障害防止等の労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。

- ② 事業場の事例等について討議・検討する事例検討会については、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

特に両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を産業保健総合支援センターにおいて実施する。

また、化学物質による健康障害防止を題材にした啓発セミナーを実施する。

なお、セミナーの実施に当たっては、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図る。

以上の取組により、5300回以上の専門的研修等を実施する。

イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

- ① 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害防止及び腰痛・転倒予防等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。

- ② 地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。

①及び②の取組により、12万2600件以上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこととする。

また、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、今まで地域窓口を利用したことがない小規模事業場への支援を優先する、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。

さらに、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、産業保

健に知見のある登録保健師の拡充に取り組む。

エ 助成金の充実及び活用促進

事業場における産業保健活動の持続可能性を高め、制度を効果的・効率的に運営する観点から、事業場単位で助成を行う「産業保健関係助成金」を廃止し、新たに中小企業の産業保健活動を支援する「団体経由産業保健活動推進助成金」を開始したところであり、引き続き、適切に審査から支給までの手続きを行う。

オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援

① 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催する。

なお、電子（WEB）会議システム等を活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努める。

② 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象とした健康支援相談窓口については、電子（WEB）会議システム等を活用した相談対応も実施することとし利用者への健康支援サービスの継続に努める。

（３）メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実を図るとともに、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施する。

なお、メンタルヘルス対策に係る研修会については、令和４年度に比べ多く計画する。

（４）産業保健総合支援センター事業の利用促進

ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等

産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報に活用する。

また、これまでに利用実績のない事業者のニーズを把握するために実施した、地域の事業者団体や労働組合等のヒアリング等の結果を踏まえ、利用促進策を検討する。

イ インターネットの利用等による情報提供

産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等に関する情報も含め情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得る等して積極的に取り組む。

また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。

(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。

ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。

イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。

6 治療と仕事の両立支援の推進

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、対象疾病の拡大を図りながら、以下のとおり取り組む。

ア 支援事例の収集及び分析

両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。

イ 事例検討会の実施

両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行う。

ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及

令和4年度に更新した両立支援マニュアルを、研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて普及を図る。

また、両立支援マニュアルに加え、両立支援コーディネーターが支援

の流れについて更に理解が深められるよう新たに「両立支援事例集（仮称）」を作成することとし、それに向けて事例収集を行う。

エ アンケートの実施

支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、アンケートの結果をマニュアルに反映させる。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を、円滑かつ適切に実施する。

また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。これらの実施、取組の推進に当たり、両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施する。

産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、応用研修として事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。

7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供することにより、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割

合をそれぞれ 80%以上確保する。

また、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を進める。

(1) 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

(2) 総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。

また、総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練等の事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努める等、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

ア 迅速かつ適正な立替払の実施

迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均 20 日以内を維持するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 原則週 1 回の立替払を堅持する。
- ② 請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図る。
- ③ 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を实

施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行う。

地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力要請を行う。

- ④ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を開催し、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。
- ⑤ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。

イ 立替払金の求償

立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。

2 納骨堂の運営業務

遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安する。慰霊式当日に参列できない御遺族等に配慮し、慰霊式の模様をライブ配信する。

慰霊の場にふさわしい環境整備を行うことにより、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得る。

また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。

Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の合理化・効率化

長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取組促進を図るとともに、医師事務作業補助者の活用等による医師の業務負担軽減等を進める。

また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。

さらに、引き続きWEB会議の運用拡大や電子決裁利用の徹底を図るとともに、廃止・見直しが可能な業務の洗い出しや廃止等に向けた取組の実施等により業務の効率化を図る。

2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。

また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

ア 一般管理費、事業費の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費及び事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）について、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

イ 専門センター事業の運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

令和4年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、そ

の検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。

ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。

イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。

(3) 契約の適正化

契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。

なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。

ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組

「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。

イ 競争性、公平性の確保

一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない等、競争性、公平性の確保を図る。

なお、一者応札・一者応募の改善については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。

また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にする。

ウ 契約監視委員会の審議等

監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。

エ 共同調達の検討・促進

機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行った上で、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進める。

(4) 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理に向

けた検討を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 外部資金の活用等

機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

3 労災病院の経営改善

(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等

ア 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。

イ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行う。

ウ 医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。

(3) 医業収入の安定的な確保

労災病院が勤労者医療及び地域医療における役割を確実に果たしていくためには、安定的な経営基盤を確保する必要がある。このため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。

一方で、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後も、感染症発生・まん延時には感染症患者の受入病床確保に対応する必要があるこ

とから、当該受入病床の影響を除外した一般病床の病床利用率について新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない直近年（令和元年）の全国平均76.5%以上を確保する。

（4）医業未収金の適切な回収

医業未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。

4 保有資産の見直し

- （1）機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。

また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。

- （2）特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。

また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。

5 予算（人件費の見積もりを含む。）

別紙2のとおり

6 収支計画

別紙3のとおり

7 資金計画

別紙4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

4924 百万円（運営費交付金年間支出の 12 分の 3 を計上）

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

旧労災リハビリテーション愛知作業所については、土地の所有者である愛知県との協議により確定した原状回復の方針に基づき、建物等解体工事の実施等、返還に向けた手続を進める。

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑定評価及び評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用する等、引き続き売却等手続を進める。

第7 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、福島労災病院及び横浜労災病院について、施設整備計画の検討を行う。

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。

ア 施設名

北海道せき損センター

イ 予定額

総額 1332 百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）

ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。

4 積立金の処分に関する事項

積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。

また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。

イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。

ウ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。

エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。

オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。

カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病

院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。

(3) 医療従事者の確保

ア 優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を目的に応じた形態（集合あるいはWEB）で実施することで、職員が研修に参加しやすい体制を整える等により、優秀な医師の育成、確保に努める。

また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、初期臨床研修医研修では多職種との連携及び協働を実践できる研修プログラムを策定する。

イ 臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入、オンラインによる募集イベント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

院内保育体制の充実や医師等短時間勤務制度の弾力的な運用等により医師等の働きやすい環境の整備に努める。

また、医師事務作業補助者の活用等による医師の業務負担軽減等を進める。

エ 人材交流の推進等

人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用に努め、施設間の人事交流を推進する。

また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用及び受講生の発表に対する講師のフィードバック等、研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。

また、多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図る。

さらに、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

キ 専門性を有する看護師の養成

労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するために以下の取組の充実を図る。

- ① 労災病院が推進する勤労者医療に対する理解を深めるため、職業に起因する疾病、メンタルヘルス、治療と就労の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。
- ② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。

ク 労災病院間における医師の派遣

医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催するとともに、積極的に各産保センターへの業務指導を実施する。

(5) 障害者雇用の着実な実施

ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。

イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルを周知・活用するとともに、当該マニュアルの内容等を踏まえ研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、円滑な採用と雇用後の定着を図る。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。

3 内部統制の充実・強化等

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。

上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。

ア 業務の有効性及び効率性

内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価等に引き続き取り組む。特に、個人情報の漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為等の防止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図る。

また、重大な事案が発生した場合には、当該業務に係る業務フローの作成、業務プロセスごとの内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。

イ 法令等の遵守

規程について所要の見直しを順次実施し改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。

また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に則した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えた検討を必要に応じ実施し、これを踏まえ、組織内における研修、各種会議を通じた職員への啓発等を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努める。

ウ 資産の保全

機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。

エ 財務報告等の信頼性

財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。

(2) 業績評価の実施

業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進する。

また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対

する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。

なお、委員会の開催に際しては、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。

（3）事業実績の公表等

決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の事業実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。

4 公正で適切な業務運営に向けた取組

諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。

特に、研究活動における不正行為の防止対策を徹底するため、研究活動における不正行為の取扱いに関する規程（改正令和4年5月30日規程第18号）及び研究倫理実施教育実施要領（令和4年11月22日要領第16号）に基づき、研究に従事する職員個々に応じたカリキュラムに沿った研究倫理教育を適正に実施していく。

また、研究不正の相談・告発の相談窓口の実効性を確保するとともに、これらの相談を随時受け付ける。

5 決算検査報告指摘事項への対応

平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、引き続き売却処分に向けた手続を進める。

6 情報セキュリティ対策の推進

所有する個人情報については、外部に流出することがないように、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。

また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム

等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等)を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。

さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。

別紙1

令和5年度研究一覧

I プロジェクト研究

労働災害が多発している分野や働き方の変化に伴い対応が必要になっている分野等、次に掲げる研究を行う。

- 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究
 - (1) 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究
 - (2) 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発
 - (3) 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究
 - (4) 建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究
 - (5) 化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究
- 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究
 - (1) 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究
 - (2) 過労死に関する睡眠と疲労回復機序に関する研究
- 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究
 - (1) 高年齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究
 - (2) 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究
 - (3) 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究
 - (4) 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究
- 4 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究
 - (1) 労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分析に関する研究
 - (2) 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究
 - (3) 経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質のばく露管理手法に関する研究

II 協働研究

労働安全衛生総合研究所や日本バイオアッセイ研究センターにおける工学、化学、生物学等の知見と労災病院における臨床に係る知見の連携及び労働安全衛生総合研究所における知見を労災病院をフィールドにして実証することにより相乗効果が期待されるもの等、次に掲げる研究を行う。

- 1 せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究
- 2 高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究
- 3 ベリリウム化合物等の取扱作業等者のばく露防止及び健康管理に関する研究
- 4 病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究

- 5 有機粉じんの毒性評価のための包括的基盤構築
- 6 じん肺の新規バイオマーカー及び迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究
- 7 行動災害防止に関する総合的研究

III 基盤的研究

国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動状況等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応するため、次の研究を行う。

- 1 金属粉じん爆発に関する粒子の表面性状と着火性の関係
- 2 交差フレームに受圧シートを張った土砂遮断装置の高度化に関する研究
- 3 遠隔操縦型ロボット等の安全性指標の検討
- 4 水分が関係する化学反応による過炭酸ナトリウム発火事故の防止に関する研究
- 5 高空隙率で充填物が存在する容器内での可燃性ガス爆発
- 6 化学物質の危険性に対するリスク管理のあり方に関する調査研究
- 7 労働災害統計データの修正および災害関連データ公開方法の予備的検討
- 8 サイロ内に投入された帯電粒子の堆積機構と安全対策技術の開発
- 9 建物解体時に使用する足場の耐風対策に関する実験的検討
- 10 建設用ゴンドラの側面開口率および開口形状が風荷重下の応答に及ぼす影響に関する研究
- 11 噴出帯電の基礎的メカニズムの調査
- 12 絶縁性フレキシブルコンテナから発生する静電気放電の危険性評価に関する研究
- 13 金属とガラス材料の摩擦静電気発生低減に関する研究
- 14 ロールボックスパレットの積載重量の実態と簡便な測定手法に関する検討
- 15 小型センサーによる粉じん相対濃度測定法の検討
- 16 うち水インナーによる暑熱負担の軽減効果
- 17 労働社会分野における不健康リスクと労働者の機会保障の評価
- 18 法改正による労働時間と労災件数への因果効果の推定
- 19 低周波音による振動感覚の知覚とその影響に関する研究
- 20 作業環境中の測定のためのイオン移動度分析装置の実用化
- 21 透析法による労働環境中の気中粒子からの金属成分の溶出に関する研究
- 22 ミストおよびガスとして存在する有機化合物の分析方法についての検討
- 23 産業化学物質の生殖影響評価に関する実験的研究
- 24 溶接ヒューム粒子の粒径および形状を考慮したばく露評価法の検討
- 25 勤務中身体活動が循環器系自律神経機能に及ぼす影響の検討
- 26 有機溶剤蒸気に関する作業環境測定のための異種固体捕集剤の利用の研究
- 27 防護服・保護具着用による WBGT 補正值の妥当性についての研究
- 28 振動感覚閾値を援用した新たな評価指標の衝撃振動作業評価への検討

- 29 職場における暴言およびその内容が労働者に与える影響についての実験的検証
- 30 粒子状物質の表面特性と毒性の関係性に関する研究

年度計画予算

令和5事業年度

(労働者健康安全機構 社会復帰促進等事業勘定)

(単位:百万円)

区別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等 の有害性調 査事業	労災病院 事業	産業保健 活動総合 支援事業	治療就労両 立支援事業	専門 センター 事業
収 入							
運営費交付金	3,490	72	1,143	—	1,759	1,294	1,428
施設整備費補助金	328	—	—	—	—	—	778
その他の国庫補助金	276	—	—	—	4,294	—	—
民間借入金	—	—	—	—	—	—	—
求償権回収金	—	—	—	—	—	—	—
貸付金利息	—	—	—	—	—	—	—
貸付回収金	—	—	—	—	—	—	—
業務収入	26	—	1	317,494	—	30	7,674
受託収入	40	—	0	—	—	—	—
業務外収入	—	—	—	4,099	—	—	19
計	4,160	72	1,144	321,593	6,052	1,325	9,898
支 出							
業務経費	3,987	72	1,144	325,236	4,802	559	8,592
本部業務関係経費	1,043	—	—	—	—	—	—
病院業務関係経費	—	—	—	325,236	—	—	—
施設業務関係経費	2,944	72	1,144	—	508	559	8,592
貸金援護業務関係経費	—	—	—	—	—	—	—
産業保健業務関係経費	—	—	—	—	4,294	—	—
施設整備費	328	—	—	—	—	—	778
受託経費	40	—	0	—	—	—	—
借入金償還	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	268	—	—	11,964	1,250	766	529
計	4,623	72	1,144	337,200	6,052	1,325	9,898

区別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛 生融資貸付 事業	その他の 事業	法人共通	合計
収 入							
運営費交付金	233	130	1,079	11	23	570	11,233
施設整備費補助金	—	44	77	—	106	—	1,332
その他の国庫補助金	10,172	—	44	—	—	—	14,786
民間借入金	—	—	—	—	—	—	—
求償権回収金	1,606	—	—	—	—	—	1,606
貸付金利息	—	—	—	2	0	—	2
貸付回収金	—	—	—	3	0	—	3
業務収入	—	9	597	0	—	—	325,831
受託収入	—	—	—	—	—	—	40
業務外収入	—	—	—	—	—	22	4,140
計	12,012	184	1,797	16	129	592	358,973
支 出							
業務経費	11,933	129	720	11	11	—	357,194
本部業務関係経費	155	129	—	11	—	—	1,337
病院業務関係経費	—	—	—	—	—	—	325,236
施設業務関係経費	—	—	720	—	11	—	14,549
貸金援護業務関係経費	11,778	—	—	—	—	—	11,778
産業保健業務関係経費	—	—	—	—	—	—	4,294
施設整備費	—	44	77	—	106	—	1,332
受託経費	—	—	—	—	—	—	40
借入金償還	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	79	11	1,000	6	13	1,982	17,866
計	12,012	184	1,797	16	129	1,982	376,433

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

年 度 計 画 予 算
令 和 5 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定) (単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	4
その他の国庫補助金	—
業務外収入	4
支 出	54,648
業務経費	54,622
一般管理費	26

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

参考

支出超過分については、令和3年度に国から受け入れた「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金(172,662百万円)」により造成した「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を充てることとしている。

収 支 計 画

令和5事業年度

(労働者健康安全機構 社会復帰促進等事業勘定)

(単位:百万円)

区別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等 の有害性調 査事業	労災病院 事業	産業保健 活動総合 支援事業	治療就労両 立支援事業	専門 センター 事業
費用の部	3,082	77	843	326,427	5,878	1,049	9,481
経常費用	3,082	77	843	325,990	5,878	1,049	9,481
医療研究事業費	2,356	77	842	325,945	5,749	1,032	9,481
給与及び賞与等	408	43	11	140,793	626	481	4,635
材料費	—	—	—	91,642	—	—	2,142
経費等	1,751	34	806	75,561	5,118	543	2,583
減価償却費	197	0	25	17,948	5	8	121
未払賃金立替払業務費用	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	685	—	—	—	128	17	—
給与及び賞与等	79	—	—	—	128	13	—
経費等	527	—	—	—	—	—	—
減価償却費	78	—	—	—	0	4	0
財務費用	0	—	1	45	—	—	—
その他の支出	40	—	0	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	437	—	—	—
収益の部	3,062	77	843	322,233	5,878	1,049	9,405
経常収益	3,062	77	843	322,233	5,878	1,049	9,405
医療事業収入	—	—	—	317,573	—	30	7,659
運営費交付金収益	2,434	67	839	—	1,391	914	552
施設費収益	17	—	—	—	—	—	19
補助金等収益	308	—	—	1,989	4,294	—	3
寄付金収益	—	—	—	8	—	—	14
財務収益	—	—	—	163	—	—	—
その他の収入	303	10	3	2,499	193	104	1,157
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益(△純損失)	△20	—	△1	△4,194	—	—	△76
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	1,736	—	—	—
総利益(△総損失)	△20	—	△1	△2,458	—	—	△76

区別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛 生融資貸付 事業	その他事業	法人共通	計
費用の部	9,059	70	1,523	16	135	2,542	360,180
経常費用	9,059	70	1,523	16	135	2,542	359,743
医療研究事業費	—	—	1,492	—	121	—	347,096
給与及び賞与等	—	—	802	—	—	—	147,798
材料費	—	—	—	—	—	—	93,783
経費等	—	—	672	—	121	0	87,191
減価償却費	—	—	18	—	—	—	18,323
未払賃金立替払業務費用	8,973	—	—	—	—	—	8,973
一般管理費	85	70	31	16	14	2,542	3,587
給与及び賞与等	66	9	31	5	14	988	1,333
経費等	19	61	—	11	—	1,439	2,058
減価償却費	—	0	—	—	—	114	196
財務費用	—	—	—	—	—	—	47
その他の支出	—	—	—	—	—	—	40
臨時損失	—	—	—	—	—	—	437
収益の部	9,059	70	1,523	16	135	2,542	355,889
経常収益	9,059	70	1,523	13	135	2,542	355,886
医療事業収入	—	—	—	—	—	—	325,263
運営費交付金収益	71	54	735	10	27	2,309	9,404
施設費収益	—	4	8	—	106	—	154
補助金等収益	8,973	—	44	—	—	—	15,611
寄付金収益	—	0	—	—	—	—	23
財務収益	—	—	—	2	0	—	164
その他の収入	14	11	736	1	3	233	5,267
臨時利益	—	—	—	3	—	—	3
純利益(△純損失)	—	—	—	—	—	—	△4,291
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	1,736
総利益(△総損失)	—	—	—	—	—	—	△2,555

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収 支 計 画

令 和 5 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	54,648
経常費用	54,648
特定石綿被害給付金等	54,600
一般管理費	48
給与及び賞与等	26
経費	22
減価償却費	—
臨時損失	—
収益の部	54,648
経常収益	54,648
補助金等収益	54,642
財務収益	4
その他の収入	2
臨時収益	—
純利益 (△純損失)	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
総利益 (△総損失)	—

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収 支 計 画

令 和 5 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	0
經常費用	0
医療研究事業費	0
給与及び賞与等	—
材料費	—
経費等	—
減価償却費	0
未払賃金立替払業務費用	—
一般管理費	—
給与及び賞与等	—
経費	—
減価償却費	—
財務費用	—
その他の支出	—
臨時損失	—
収益の部	0
經常収益	0
医療事業収入	—
運営費交付金収益	0
施設費収益	—
補助金等収益	—
寄付金収益	—
資産見返物品受贈額戻入	—
財務収益	—
その他の収入	—
臨時収益	—
純利益 (△純損失)	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
総利益 (△総損失)	—

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙4 (第3の7関係)

資 金 計 画

令和5事業年度

(労働者健康安全機構 社会復帰促進等事業勘定)

(単位：百万円)

区別	研究及び 試験事業	労働災害 調査事業	化学物質等 の有害性調 査事業	労災病院 事業	産業保健 活動総合 支援事業	治療就労両 立支援事業	専門 センター 事業
資金支出	4,628	72	1,204	434,019	6,443	1,343	10,168
業務活動による支出	4,139	72	976	309,018	6,049	1,311	8,891
投資活動による支出	450	—	82	62,164	4	13	1,007
有形固定資産の取 得による支出	450	—	82	24,164	4	13	1,007
その他の支出	—	—	—	38,000	—	—	—
財務活動による支出	35	—	86	3,442	—	—	—
長期借入金の返済 による支出	—	—	—	—	—	—	—
その他の支出	35	—	86	3,442	—	—	—
次年度への繰越金	5	—	60	59,397	391	18	271
資金収入	4,628	72	1,204	434,019	6,443	1,343	10,168
業務活動による収入	3,833	72	1,144	325,084	6,052	1,324	9,026
業務収入	—	—	—	313,676	—	30	7,544
運営費交付金によ る収入	3,490	72	1,143	—	1,759	1,294	1,428
国庫補助金による 収入	276	—	—	—	4,294	—	—
未収財源措置予 定額収入	—	—	—	—	—	—	—
その他の国庫補 助金収入	276	—	—	—	4,294	—	—
その他の収入	66	—	1	11,407	—	0	54
投資活動による収入	328	—	—	38,000	—	—	778
施設整備費補助金 による収入	328	—	—	—	—	—	778
その他の収入	—	—	—	38,000	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
長期借入れによる 収入	—	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	468	—	60	70,936	391	19	365

区別	未払賃金 立替払事業	納骨堂の 運営事業	看護専門 学校事業	労働安全衛 生融資貸付 事業	その他事業	法人共通	計
資金支出	12,012	184	1,845	32	135	3,467	475,552
業務活動による支出	12,012	139	1,668	27	29	1,472	345,802
投資活動による支出	—	44	129	—	106	515	64,513
有形固定資産の取 得による支出	—	44	129	—	106	515	26,513
その他の支出	—	—	—	—	—	—	38,000
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	3,562
長期借入金の返済 による支出	—	—	—	—	—	—	—
その他の支出	—	—	—	—	—	—	3,562
次年度への繰越金	—	1	48	5	1	1,480	61,675
資金収入	12,012	184	1,845	32	135	3,467	475,552
業務活動による収入	12,012	139	1,721	17	23	592	361,037
業務収入	1,606	—	—	—	—	—	322,857
運営費交付金によ る収入	233	130	1,079	11	23	570	11,233
国庫補助金による 収入	10,172	—	44	—	—	—	14,786
未収財源措置予 定額収入	—	—	—	—	—	—	—
その他の国庫補 助金収入	10,172	—	44	—	—	—	14,786
その他の収入	—	9	597	5	0	22	12,161
投資活動による収入	—	44	77	—	106	—	39,332
施設整備費補助金 による収入	—	44	77	—	106	—	1,332
その他の収入	—	—	—	—	—	—	38,000
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
長期借入れによる 収入	—	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	—	1	48	16	6	2,875	75,183

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙4 (第3の7関係)

資 金 計 画

令 和 5 事 業 年 度

(労働者健康安全機構 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	1 5 8, 5 3 8
業務活動による支出	5 4, 6 4 7
投資活動による支出	1 2, 1 1 1
財務活動による支出	—
次年度への繰越金	9 1, 7 8 0
資金収入	1 5 8, 5 3 8
業務活動による収入	4
その他の収入	4
投資活動による収入	1 2, 1 1 1
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	1 4 6, 4 2 3

(注釈) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。